

「自転車等の駐輪対策」に関する22区調査集計結果

平成24年8月20日現在

(1) 駐輪場収容総台数（区設置駐輪場）……………1ページ

①自転車

駐輪利用区分について、定期利用が1日・時間利用の2倍、あるいはそれ以上の台数設定をしている区が大半。
利用区分を固定せず、弾力的な運用を実施している区もある。

②原付自転車

駐輪場整備については、各区によりかなりの差がある。

③自動二輪車

整備している区が少数。原付自転車との駐輪共用を可とするなど、工夫をしている区もある。

(2) 駐輪場収容総台数（民間設置駐輪場）……………2ページ

①自転車

未把握の区が全区の約1/4（5区）。時間利用が多い区と定期利用が多い区に傾向が大きく2分されている。
利用区分を固定せず、弾力的な運用を実施している区もある。

②原付自転車

未把握の区が全区の約1/2（11区）。民間整備について、各区によりかなりの差がある。

③自動二輪車

未把握の区が全区の約1/2（10区）。民間整備について、各区によりかなりの差がある。

(3) 料金格差の状況…………… 3 ページ (複数回答可)

「鉄道駅等距離」「立体駐輪場の上・下階」で、料金格差を設定している区が約 1 / 2 (10 ~ 11 区)。

その他、駐輪場の屋根の有無等により料金格差を設定している区もある。

(4) 自転車保管場所の状況…………… 4 ~ 5 ページ

① 立体駐輪機

導入区は少数。導入予定無が大半 (19 区)。

② 保管日数

30 日あるいは 1 か月が、全体の約 2 / 3 (15 区)。保管日数の短縮については、大半が「予定無」(19 区)。

③ 放置自転車収容台数

収容台数の増設について、「検討中」が全体の約 1 / 3 (7 区)。「予定無」が全体の約 2 / 3 (16 区)。

④ 自転車等返還料金

金額の変更については、「予定無」が大半 (18 区)

ア 自転車

23 区平均金額 約 ¥ 3, 200 - (¥ 3, 000 - が 9 区)

イ 原付自転車

23 区平均金額 約 ¥ 5, 000 - (¥ 5, 000 - が 5 区)

(未実施・未回答区 : 7 区)

⑤ 保管場所運営方法

「区直営」は 1 区のみで、22 区は全て「委託」。

(5) 自転車等放置禁止区域の状況…………… 6～7ページ (複数回答可)

①放置禁止区域の指定範囲

「放置状況に応じ適宜」が14区。

「鉄道ターミナル駅等の中心からの距離」が7区 (概ね「半径500m以内」)。

②放置禁止区域指定をするための条件整備

「駐輪場整備」が22区。「放置状況に応じて」が17区。

「地元 (議会) 要望」が7区。

(6) 放置禁止区域以外の自転車の撤去…………… 8～9ページ (複数回答可)

①実施の有無

「実施」が大半 (22区)。

②放置自転車への警告方法

「はり札」による直接の警告が大半 (19区)。

③撤去実施猶予日数

平均7.0日 (「7日」が14区)。

④撤去の判断者

「区職員」が大半 (20区)。

⑤撤去の判断方法

「シールやはり札の残置」が大半 (21区)。

(7) 保管期間経過後の自転車等の取扱い…………… 10 ページ (複数回答可)

① 自転車

「リサイクル」が18区、「廃棄処分」が17区、「売却」が16区。

② 原付自転車

「リサイクル」が3区、「廃棄処分」が12区、「売却」が8区。

③ 自動二輪車

「リサイクル」が1区、「廃棄処分」が7区、「売却」が1区。

(8) 保管期間経過後の自転車等の売却…………… 11 ページ (複数回答可)

① 自転車

「売却実施」が18区、「海外供与実施」が9区

23区平均売却価格 約¥1,411- (1台あたり)

② 原付自転車

「売却実施」が7区、「海外供与実施」が4区

23区平均売却価格 約¥1,248- (1台あたり)

(9) 自転車駐輪場附置義務…………… 12 ページ

条例・規則による運用が大半。

実効性を挙げる工夫として、「建築確認後の実地調査」「建築施行者への指導」を実施している区がある、